

暮らしのお知らせ

Information

お薬の相談を承ります

町立病院 薬局（担当：寺門）
☎ 01632 (2) 1058

■病院の薬剤師に相談してみよう
お薬の事で不安な事はありませんか？

・服用中のお薬の飲み方、効き方が知りたい。

・いろんな薬と一緒に飲んで大丈夫？
・サプリメントを飲みたいけど薬との相性は？

・飲み忘れた時どうしたら良いの？
・薬がいっぱい残ってるけど、どうしたら良いの？

・たくさん薬を飲んでいて、朝・昼・夕・とまとめてもらえないか？
・市販のお薬について教えてもらいたい。



天塩町立病院以外からもつてお薬についてもご相談可能です。病院や薬局で聞けなかつた事や疑問に思つてゐる事など、お気軽にお相談下さい。

軽自動車税（種別割）について

住民課税務係
☎ 01632 (9) 7750

賦課期日（4月1日）現在、町内に主たる定置場のある原動機付自転車・軽自動車等を所有している方は、軽自動車税（種別割）を納めています。

4月2日以降に譲渡・廃車の手続きをしても4月1日現在の所有者が納税義務者となり、年税額を納めていただく必要があります。

■ 経年車重課

三輪及び四輪以上の軽自動車について、最初の新規検査から13年経過した車両は、標準税率より高い重課税率が適用されます。令和8年度は、平成25年3月31日以前に最初の新規検査を行つた車両が対象です。

（例）四輪軽自動車（乗用・自家用の場合）
7,200円→12,900円

■ 減免

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳をお持ちの方または生計をする方が所有・運転する場合等

は、申請により軽自動車税（種別割）の減免を受けることができます。減免の申請は毎年度必要です。令和8年度分の減免を受ける場合は、4月30日（木）までに申請が必要です。

■ 登録・廃車・名義変更等の手続き

軽自動車の登録・廃車・名義変更等は、次の場所で手続きしてください。年度末は窓口が非常に混雑するため、比較的混雑の少ない3月中旬までにお済ませください。

原動機付自転車
小型特殊自動車
天塩町役場 住民課税務係
☎ 01632 (9) 7750

軽二輪
二輪小型自動車
北海道運輸局 旭川支局
(旭川市春光町10番地1)
☎ 050 (5540) 2003

軽自動車
(三輪・四輪)
軽自動車検査協会 旭川事務所
(旭川市春光6条5丁目1番23号)
☎ 050 (3816) 1765

役場からお知らせします！



| 車種 | 手続き・問い合わせ先 |
|--------------------|--|
| 原動機付自転車 小型特殊自動車 | 天塩町役場 住民課税務係 ☎ 01632 (9) 7750 |
| 軽二輪 二輪小型自動車 | 北海道運輸局 旭川支局 (旭川市春光町10番地1) ☎ 050 (5540) 2003 |
| 軽自動車 (三輪・四輪) | 軽自動車検査協会 旭川事務所 (旭川市春光6条5丁目1番23号) ☎ 050 (3816) 1765 |

| | |
|---|---------------------------------|
| 方 | ・簿記検定試験制度の3級以上を取得している、または取得される方 |
| 方 | ・パソコン（ワード・エクセル）の基本操作ができる方 |
| 方 | ・人事交流による他商工会への転職 |

◆お問い合わせ先◆

天塩商工会

◆お問い合わせ先◆

天塩商工会
☎ 01632 (2) 1045
FAX 01632 (2) 2290
※詳細は、WEBサイト（<https://goope.jp/testio-shokokai/>）をご覧ください

籍異動が可能な方

・勤務時間：8時45分～17時30分

・休日：土曜、日曜、祝日、夏季休暇（7～9月の期間内における3日）年末年始（年間休日120日）

・給与：月給200～300円～232,000円 昇給年1回

※既卒者は職務経験などを換算・賞与：年2回 4・65ヶ月分（前年度実績）

・試験日：2月26日（木）13時30分～16時

・試験内容：教養試験・適性検査・作文・面接

・試験応募書類

・受験申込書・履歴書（写真添付）・職務経歴書・作文（いずれも指定様式使用）作文は試験当日持参可

・卒業証明書または卒業証書写・簿記合格証書写（有資格者のみ）

・書類提出先

〒090-3305 天塩町開通4丁目7227番地の2

天塩商工会 草刈死

（締切日）2月16日（月）17時30分

分廠守

（締切日）2月16日（月）17時30分

天塩商工会 草刈死

（締切日）2月16日（月）17時30分

天塩商工会 草刈死

（締切日）2月16日（月）17時30分

天塩商工会 草刈死

（締切日）2月16日（月）17時30分

天塩商工会 草刈死

労働基準監督官 採用試験

2026年度の労働基準監督官採用試験を次のとおり実施します。

《受験資格》

- (1) 平成8年4月2日から平成17年4月1日生まれの者
(2) 平成17年4月2日以降生まれの者で次に掲げる者

① 大学を卒業した者及び令和9年3月までに大学を卒業する見込みの者

② 人事院が①に掲げる者と同等の資格があると認める者

《インターネット申込受付期間》
2月19日(木)～3月23日(月)〔受付有効〕

《採用試験概要》 https://www.jinji.go.jp/saiyo/siken/sennmonnyosoku_daisotsu/rouki/rouki_daisotsu.html



◆お問い合わせ先◆
厚生労働省北海道労働局総務部総務課人事第一係
☎ 011 (709) 2311

自衛官等募集案内

■自衛官候補生

《応募条件》 18歳以上33歳未満の者(32歳の者は採用予定期の末日現在33歳に達していない者)
《受付期間》 年間を通じて行っています。

《試験期日》 受付時にお知らせします。

■予備自衛官補(一般・技能)

《試験区分(一般)》

・応募条件: 18歳以上52歳未満の方

《試験区分(技能)》

・応募条件: 18歳以上で国家免許資格等を有する方(資格により年齢の上限が53歳未満～55歳未満)

※国家免許資格とは、語学、医療、整備、情報通信等をい、細部につきましては <https://www.mod.go.jp> を参照してください。

《受付期間》 1月22日～4月8日

《試験期日》 4月6日～20日(いずれか1日を指定)

◆お問い合わせ先◆
自衛隊旭川地方協力本部稚内地域事務所
☎ 0162 (33) 1227

◆お問い合わせ先◆
厚生労働省北海道労働局総務部総務課人事第一係
☎ 011 (709) 2311

税務署からのお知らせ

■確定申告会場を開設します

確定申告会場での相談を希望される方は、LINEによるオンライン申告予約にてお受けします。

なお、申告書等の作成に当たっては、次回以降の申告をスマートフォンで行つていただくため、マイナンバーカードを利用したスマート申告をご案内しています。マイナンバーカードを利用したスマート申告を行つた場合には、マイナンバーカードのほか、カード発行時に設定したパスワード(利用者証明用電子証明書及び署名用電子証明書)が必要となりますので、事前に確認をお願いします(マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください)。

※当日、会場でも入場整理券を配付しておりますが、当日の相談枠に限りがありますので、是非、オンライン事前予約をご利用ください。

譲渡所得・贈与税に関する確定申告会場での相談は、毎週月曜日午後と木曜日午後に限り専門職員がリモート(WEB相談)で対応します。

《開設期間》 2月16日(月)から

《相談受付時間》 平日・午前9時

から午後2時まで 《確定申告会場》稚内税務署 内市末広5丁目6番1号 稚内



▲LINE公式アカウントはこちら

石綿による疾病の労災補償・救済について

中皮腫や肺がんなどを発症しそれが労働者として石綿ばく露作業に従事していたことが原因であると認められた場合には、労働者災害補償保険法に基づく各種保険給付や石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく特別遺族給付金が支給されます。

石綿による疾病は、石綿を吸つてから非常に長い年月を経て発症することが大きな特徴です。中皮腫などで亡くなられた方が過去に石綿業務に従事されていた場合には、労働保険給付等の支給対象となる可能性がありますので、最寄りの労働基準監督署または都道府県労働局にご相談ください。

・北海道労働局労働基準部労災補償課
☎ 011 (709) 2311

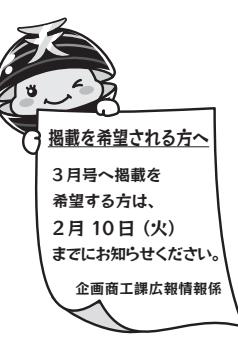
・石綿(アスベスト)救済ダイヤル
☎ 0120 (389) 931



◆お問い合わせ先◆
稚内税務署
☎ 0162 (33) 1155

※自動音声にてご案内しますので

「2」をお選びください。



◆お問い合わせ先◆
北海道労働局労働基準部労災補償課
☎ 011 (709) 2311

・石綿(アスベスト)救済ダイヤル
☎ 0120 (389) 931

防災ひとくちメモ

気象の警報が大きく変わります

近年の豪雨や災害の増加を受け、気象庁と国土交通省水管理・国土保全局は「防災気象情報の名称や情報体系について、市町村が発令する避難指示等の避難情報や住民がとるべき避難行動との関係を分かりやすくする」ことを目的として、防災気象情報を大きく改善し、令和8（2026）年の5月下旬（予定）から新しい運用を始めます。

河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮に関する情報等は、これまで警戒レベルとの対応が複雑でわかりにくくなっていました。今回の改善により、防災気象情報が避難情報の5段階の警戒レベルに対応し、避難の判断をしやすくなります。新たな情報体系は「警報・注意報の情報名にレベルの付記」「河川氾濫に関する特別警報の新設」「レベル4相当情報としての危険警報の運用」など、気象庁が発表する現行の大雨警報・注意報などの防災気象情報が大きく変わります（下表参照）。

さらに、線状降水帯や記録的短時間大雨など極端な現象を速報する「気象防災速報」、今後の気象状況を詳しく解説する「気象解説情報」も新設され、災害の危険度や発生の可能性をより早く、分かりやすくお伝えします。洪水情報も改善します。河川ごとの「氾濫危険警報」や「氾濫特別警報」が導入し、従来より早い段階で危険をお知らせすることで、避難の遅れを防ぎます。また、翌日までの警報の見通しを示す「時系列

情報」もご提供します。

市町村から警戒レベル4避難指示や警戒レベル3高齢者等避難が発令されたら、速やかに避難行動をとってください。また、避難指示等が発令されていても、警戒レベル4や警戒レベル3に相当する防災気象情報が気象台から発表された際には、河川の水位情報や気象庁の『キクル（危険度分布）』等を参考にして、自ら避難の判断をしてください。

避難にあたっては、あらかじめ指定された避難場所へ向かうことこそだわらず、川や崖から少しでも離れた、近くの頑丈な建物の上層階に避難するなど、自らの判断で、その時点での最善の安全確保行動をとることが重要です。詳細は、『新たな防災気象情報について（令和8年～）（特設サイト）』をご覧ください。

《新たな防災気象情報について（令和8年～）（特設サイト）》

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/bosai/keiho-update2026/>

◆お問い合わせ先◆

旭川地方気象台

☎ 0166（32）7102

<https://www.data.jma.go.jp/asahikawa/index.html>



《新しい防災気象情報の情報体系とその名称》

| | 河川氾濫 1級河川などの 大河川の氾濫 | 大雨 低地の浸水や 大河川以外の氾濫 | 土砂災害 急傾斜地の がけ崩れや土石流 | 高潮 海面の上昇や 波の打ち上げによる浸水 | (警戒レベルごとの) 住民がとるべき行動 |
|-------------------------------------|---------------------------|--------------------------|---------------------------|-----------------------------|------------------------------------|
| 警戒レベル 5相当 | レベル5 氾濫特別警報 | レベル5 大雨特別警報 | レベル5 土砂災害 特別警報 | レベル5 高潮特別警報 | 命の危険 直ちに安全確保！ |
| -----《警戒レベル4までに危険な場所からかならず避難！》----- | | | | | |
| 警戒レベル 4相当 | レベル4 氾濫危険警報 | レベル4 大雨危険警報 | レベル4 土砂災害 危険警報 | レベル4 高潮危険警報 | 危険な場所から 全員避難 |
| 警戒レベル 3相当 | レベル3 氾濫警報 | レベル3 大雨警報 | レベル3 土砂災害警報 | レベル3 高潮警報 | 避難に時間要する人は早めに避難 |
| 警戒レベル 2 | レベル2 氾濫注意報 | レベル2 大雨注意報 | レベル2 土砂災害 注意報 | レベル2 高潮注意報 | 避難行動を確認 (避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど) |
| 警戒レベル 1 | 早期注意情報 | | | | 災害への 心構えを高める |